

## 北海道建設業審議会条例

(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 5 号)  
 (平成 10 年 7 月 1 日条例第 33 号改正)  
 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号改正)

### (設置)

第 1 条 北海道における建設業の健全な発展と振興を図るため、知事の附属機関として、北海道建設業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて建設業に関する重要事項を調査審議する。  
 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を具申することができる。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。  
 2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員及び専門委員)

第 4 条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。  
 (1) 学識経験を有する者  
 (2) 建設工事の需要者  
 (3) 建設業者の組織する団体の役員  
 (4) 関係行政機関の職員  
 2 建設工事の需要者及び建設業者の組織する団体の役員のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の 3 分の 2 以上であることができない。  
 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 4 委員は、再任されることができる。  
 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。  
 2 会長及び副会長は、学識経験を有する者である委員のうちから、委員が互選する。  
 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。  
 2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (規則への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 7 月 1 日条例第 33 号抄)

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号)

〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

# 北海道建設業審議会条例施行規則

(昭和51年5月24日規則第63号)  
(平成25年3月29日規則第31号改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道建設業審議会条例(昭和51年北海道条例第5号)第8条の規定に基づき、北海道建設業審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

(会長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。